

ID: 295

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	視聴覚室等の使用料の減免																																			
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立図書館条例 第10条																																			
例 規 番 号	平成17年条例第166号																																			
【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 教育委員会は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 (使用料の減免) 第20条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第19条に定める申請書に必要事項を記入し、教育委員会の承認を受けなければならない。 2 使用料の減免基準は、次に定めるところによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事 由</th><th colspan="2">減免の率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。</td><td></td><td>100%</td><td rowspan="4">入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。</td><td>ア 教育課程で使用する時</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 上記以外の場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。</td><td>ア 活動内容が公共的・公益的な場合</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>イ 上記以外の場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。</td><td></td><td>100%</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 市以外の官公庁が使用する時。</td><td></td><td rowspan="2">50%</td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(7) その他教育委員会が特に必要と認めた時。</td><td></td><td colspan="2">教育委員会が定める額</td></tr> </tbody> </table> 前項表中第2号イから第7号における冷暖房使用料については、免除しない。ただし、教育委員会が特に認めたものについてはこの限りでない。				事 由		減免の率		(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する時		イ 上記以外の場合	80%	(3) 市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%	イ 上記以外の場合	80%	(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。		100%		(5) 市以外の官公庁が使用する時。		50%		(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。			(7) その他教育委員会が特に必要と認めた時。		教育委員会が定める額	
事 由		減免の率																																		
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																																	
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する時																																			
	イ 上記以外の場合	80%																																		
(3) 市内に組織を有する社会教育関係団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%																																		
	イ 上記以外の場合	80%																																		
(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用する時。		100%																																		
(5) 市以外の官公庁が使用する時。		50%																																		
(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。																																				
(7) その他教育委員会が特に必要と認めた時。		教育委員会が定める額																																		
標準処理期間	3日																																			
備考																																				
設 定 年 月 日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日																																	